

オンデマンドファイルバンク サービス利用規約

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

1. さくら情報システム株式会社¹ (以下「当社」という。) は、このサービス利用規約 (以下「本規約」という。) と、オンデマンドファイルバンク基本仕様書 (以下「基本仕様書」という。) に基づき、本サービスを提供するものとする。なお、本規約と基本仕様書の規定が異なるときは、基本仕様書の規定が本規約に優先して適用されるものとする。
2. 第4条に定める個別の利用契約において、本規約又は基本仕様書と異なる定めをなしたときは、個別の利用契約の規定がこれらに優先して適用されるものとする。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用する。

1. 「本サービス」とは、本規約及び基本仕様書に基づき当社が提供するサービスをいう。
2. 「契約者」とは、本規約及び基本仕様書に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいう。
3. 「利用契約」とは、本規約及び基本仕様書に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいう。
4. 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するために当社が設置し、利用契約に基づき当社が契約者に使用許諾するサーバ設備、ネットワーク設備及びそれらの上で稼動するソフトウェアをいう。
5. 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線をいう。

第3条 (本規約の一部変更)

1. 当社は、本規約及び基本仕様書等を随時変更することがあり、この場合には契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本規約及び基本仕様書が適用される。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、第36条に定める方法により、変更予定日の30日以上前に変更後の本規約の内容を契約者に通知するものとする。ただし、法改正に基づく変更はこの限りではない。

第2章 利用契約

第4条 (利用契約の成立及び変更)

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対して承諾の意思を発したときに成立するものとする。なお、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が本規約、基本仕様書、オンデマンドファイルバンク-利用要件表、及び当社の「個人情報保護の取扱いについて」(<https://www.sakura-is.co.jp/corporate/privacy/>) の内容を承諾しているものとみなす。
2. 契約者は、基本仕様書に定められた範囲内で利用契約の内容の変更を申し出ることができる。利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対して承諾の意思を発したときに成立するものとする。
3. 前各項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、当社は本サービスの利用申込みを承諾しないことができる。
 - (1) 当社所定の申込み手続きに従わない場合
 - (2) 本サービスの提供又は利用契約の変更により、業務上若しくは技術上の問題が生じる又は生じるおそれのある場合
 - (3) その他当社が不相当と判断した場合

第5条 (通知義務)

1. 契約者及び当社は相手方に対し、以下の各号に定める事由が生じ又はそのおそれのあるときは、事前に (やむを得ない場合は事後遅滞なく)、その旨を書面により通知するものとする。なお、当該通知によって、第33条第1項の適用が排除されるものではない。
 - (1) 本店の移転又は住所の変更
 - (2) 商号の変更
 - (3) 解散、資本又は資本剰余金の減少、事業の全部又は重要な一部の譲渡、合併、株式移転、株式交換、会社分割
 - (4) 担当者の変更又は連絡先の変更
2. 契約者及び当社から相手方に対する通知等が、通知義務の懈怠により延着又は不到達となったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第6条 (利用開始日)

1. 本サービスの利用開始日は、契約者との合意に基づき、当社から契約者へ通知する。
2. 本サービスの利用開始日は、毎月1日とする。
3. 当社は、本サービスの利用開始日までに、第4条第1項の規定によって提出された利用申込書の内容に従い、契約者が本サービスを利用するために必要な情報を設定し、契約者にその内容を通知するものとする。

第7条 (利用期間)

1. 本サービスの利用期間は、第6条に定める利用開始日から1ヶ月間とする。ただし、契約者から当社に対し、毎月5営業日までに解約の連絡が無い場合は、引き続き同じ内容でさらに1ヶ月間延長するものとし、以後もまた同様とする。
2. 本サービスの最短利用期間は1ヶ月とする。契約者が1ヶ月のみの利用を希望する場合は、申し込み時に当社に連絡するものとする。

¹ 代理店届出番号(電気通信事業者):第C1917179号

第8条 (契約者からの利用契約の解約)

1. 契約者は、毎月5営業日までに、書面により当社に通知することにより、利用契約を解約することができる。
2. 前項により利用契約が解約される場合、当月末日を解約日とする。
3. 5営業日を過ぎてから解約の通知があった場合、翌月末日を解約日とする。

第3章 本サービスの変更・停止・廃止

第9条 (本サービスの変更)

当社は、本サービスの仕様又は内容を随時変更することができるものとする。かかる変更がなされる場合には、当社は第36条に指定する方法に従い、変更予定日の30日以上前に契約者に通知するものとする。

第10条 (サービス利用の制限)

1. 当社は、天災地変、電力の不安定、一般公衆回線に生じた事故、火災その他やむを得ない事情のあるときは、契約者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に制限あるいは停止することができる。
2. 当社は、契約者が本サービスを利用中に、本サービス用設備等に過大な負荷を生じる行為をした場合は、本サービスの提供を一時的に制限することができる。

第11条 (保守等によるサービスの一時的な停止)

当社は、サーバの保守・管理・修繕、ソフトウェアのバージョンアップ、その他合理的な事由のあるときは、本サービスの提供を一時的に停止することができる。

第12条 (契約者の責によるサービスの停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することができる。

- (1) 第5章(利用料金)で規定された本サービスの利用の対価、及び延滞金を、支払い期日が経過しても支払わない場合
- (2) 第24条の各号に定める禁止行為に該当する又は禁止行為に準じる行為と当社が判断した場合
- (3) 第33条第1項各号又は第2項のいずれかに該当する場合
- (4) 本サービスの申込に当たって契約者が虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (5) 前各号に掲げる事項の他、本規約ならびに本規約に基づく利用契約及びその他の契約の規定に違反する行為若しくは当社の営業活動、当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に影響を及ぼした場合又は及ぼすおそれのある行為をした場合

第13条 (本サービス停止時の処置)

1. 当社は、第10条第2項、第11条、及び第12条第1項第1号・第4号・第5号の規定により本サービスの提供を制限又は停止しようとする場合は、事前に契約者に対し、その理由、制限又は停止期日及び制限又は停止期間を、第36条に指定する方法で通知する。但し、当社が緊急に本サービスの提供を制限又は停止する必要があると判断した場合には、通知することなく当社は直ちに本サービスの提供を制限又は停止することができるものとする。またこの場合、当社は契約者に対し、本サービスの提供の制限又は停止後にその理由、制限又は停止期日及び制限又は停止期間を当社の定める方法で通知するものとする。
2. 契約者は、第10条乃至第12条の規定に基づく本サービスの提供の制限又は停止により契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、当社に対し、利用料金の免除・減額・返還、損害賠償の請求を含め、何らの請求をすることができない。

第14条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとする。
 - (1) 業務上、技術上その他合理的な事情により、廃止日の90日前までに契約者に通知した場合
 - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスの提供が将来にわたり不可能となった場合
2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとする。

第4章 本サービスの内容等

第15条 (本サービスの内容)

当社が提供する本サービスの仕様及び内容は、基本仕様書に定めるとおりとする。

第16条 (知的財産権)

契約者は、利用契約に基づいて本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権及びその他の権利を取得するものではないことを確認する。当該知的財産権及びその他の権利は、当社及び当社への権利許諾者に帰属するものとし、契約者は当社及び当社への権利許諾者の知的財産権に関する権利表示及び説明を変更してはならないものとする。

第17条 (利用契約外のサービス)

契約者は、基本仕様書に定める本サービス以外のサービスの提供を受けることを希望する場合には、当社にその旨を通知するものとする。この場合、当社は自らの裁量により当該サービスの提供の可否を決定できるものとし、当社が当該サービスを提供する決定を行った場合には、当社と契約者が協議の上、その提供条件及び対価につき定めた契約を別途締結するものとする。

第18条 (再委託)

当社は、本サービスの提供に関して必要な業務の全部又は一部を、第三者に再委託することができるものとする。この場合、当社は当該第三者(以下「再委託先」という。)に対し、当社が契約者に対して負うべき本規約所定の義務と同等の義務を負わせるもの

(SIS-202108)

とする。なお当社が再委託を行った場合でも、当社は本規約に基づく履行義務を免れることはできないものとする。

第5章 利用料金

第19条 (利用料金)

1. 契約者が本サービスの利用の対価として当社に支払うべき月額利用料金その他の料金（以下「対価」という。）は、基本仕様書に定めるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本サービス提供にかかる費用の上昇その他やむを得ない事情があるときは、契約者に対し60日以上前に通知することによって、月額利用料金を変更することができるものとし、契約者はこれに同意するものとする。

第20条 (支払方法)

1. 契約者は、第19条に定めた対価を、当社から送付する請求書に従い、当社が指定する期日までに当社の指定する金融機関に支払うものとする。当社は、請求及び支払の期日ならびに金融機関を別途定めるものとする。
2. 第1項にかかる消費税相当額及び振込手数料は契約者の負担とする。
3. 契約者が第1項及び第2項所定の対価の支払いを滞らせた場合には、契約者は、支払期日の翌日より完済日までの期間に対して年14.6%の割合の延滞金を加算して支払うものとする。

第21条 (利用料金の不返還)

契約者は、当社に対し、既に支払った対価、初期費用その他一切の金銭の返還を求めることができない。

第22条 (利用期間内の解約及び解除の場合の利用料金の取扱い)

1. 契約者が第8条に基づいて利用契約を利用期間内に解約した場合又は契約者が第33条の解除事由に該当したことにより利用契約が解除された場合は、契約者は、解約・解除日以降より利用期間満了日までの残余の期間に対応する対価を、当社が定める期日までに支払うものとする。
2. 前項における対価の支払い時期及び支払い方法については、第20条の定めを準用するものとする。

第6章 契約者の義務

第23条 (利用の前提)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本サービスの利用に必要な一切の端末機器及び回線接続環境を自ら手配し、これらを常に本サービスを利用可能な状態に維持管理しなければならない。
2. 前項の手配及び維持管理は、契約者の責任と負担で行うものとする。
3. 契約者は、本サービスを日本国外において利用する場合は、当社の書面による事前の承諾を得るものとする。
4. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供又は伝送されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わない。

第24条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 第4条第1項に従い届け出た内容に反して本サービスを利用すること。
- (2) 当社から貸与されるマニュアルに反するなど、作為又は不作為により、当社の指示に従わないこと。
- (3) 本サービスを構成するソフトウェアやマニュアルなどの複製、翻案等を行うなど、本サービスに関して当社又は第三者の有する著作権、商標権その他の権利（知的財産権に限られない）を侵害し又は侵害するおそれのある行為をすること。
- (4) 当社による本サービスの提供又は契約者以外の者による本サービスの利用を妨害し又は妨害するおそれのある行為をすること。
- (5) 当社又は第三者への誹謗、中傷をすること。
- (6) 当社又は第三者に不利益を与える行為をすること。
- (7) 選挙運動又はこれに類する行為をすること。
- (8) 売名に関する行為をすること。
- (9) 公序良俗に反する行為をすること。
- (10) 法令に違反するもの、違反のおそれのある行為をすること。

第25条 (当社による調査)

1. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとする。
2. 当社は、契約者の本サービスの利用状況を確認するために、契約者の立会のもと、契約者の事業所内に立ち入り、端末機器、回線接続環境等を実査することができ、契約者はこれに協力するものとする。この場合、当社は事前に電子メールにより調査日、調査内容、調査の方法を通知する。
3. 当社は、前項の立ち入り調査に、当社の指定するネットワーク技術者等の専門家を立ち合わせることができ、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとする。

第7章 当社の義務

第26条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、契約者に対して本サービスを円滑に提供できるよう、善良なる管理者の注意をもって本サービス用設備の維持管理を行う。

第27条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとする。
2. 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備の復旧・修理を行う。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者にその復旧・修理を指示する。
4. 前各項の他、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方にその旨を通知し、両者協議の上各自の行うべき対応措置を決定し、対応を実施するものとする。

第28条（知的財産権侵害時の責任）

1. 契約者が、第三者から本サービスが当該第三者の知的財産権を侵害している旨の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が満たされる場合に限り、当社は、かかる申立によって契約者が当該第三者に対し支払うべきとされた損害賠償額及び契約者に生じた損害を第37条及び第38条の規定により負担するものとする。但し、第三者からの申立が当社の責に帰すべき事由によらない場合にはこの限りではなく、当社は一切責任を負わないものとする。
 - (1) 契約者が当該第三者から申立を受けた日から3営業日以内に、当社に対し申立の事実及び内容を通知すること
 - (2) 契約者が当該第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与えらるるに必要の援助をすること
 - (3) 契約者の敗訴判決が確定すること又は当社が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること
2. 当社の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として、本サービスの将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、当社は、当社の判断及び費用負担により、以下の各号に定めるいずれかの措置を講じることができるものとする。
 - (1) 当該紛争にかかる部分を同等の代用物と交換して本サービスと同様のサービスを提供する。
 - (2) 当該第三者から使用権を取得し、本サービスを継続して提供する。
 - (3) 当該紛争にかかる部分の契約者による利用を中止し、利用契約を当社と契約者の合意の上解約する。
3. 本サービスにおける第三者の知的財産権に関する当社の法律上の責任は、第37条、第38条及び本条に定めた範囲のものに限られるものとする。
4. 前各項の定めにかかわらず、本サービスを構成する第三者のソフトウェアに起因する第三者の知的財産権の侵害に関する申立については、当社は、当該ソフトウェアの使用許諾条件に従って処理するものとし、その他の義務及び責任を負担しない。

第8章 その他一般規定

第29条（第三者による利用）

1. 契約者と当社で書面による事前の承諾・合意がなされた場合は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、本サービスの全部又は一部を契約者の責任において第三者に利用させることができるものとする。
2. 当社において当該第三者による利用が不適切とする合理的な理由がある場合、当社は当該利用を拒否できるものとする。
3. 契約者は、第1項に基づき第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならない。
4. 前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、第6章（契約者の義務）に定める契約者の義務を遵守させなければならない。当該第三者がこの義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなす。
5. 第3項の場合において、契約者は、本サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、当該第三者より損害賠償の請求等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとする。
6. 前項に係らず、契約者が本サービスを利用させた第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、契約者は、当該請求への対応のために要した一切の費用（弁護士費用、第三者への支払額を含むが、これらに限らない）を当社に支払うものとする。

第30条（秘密情報の取扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービス利用のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後1週間以内に書面により内容を特定した情報を秘密情報と定めるものとする。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しない。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 契約者及び当社は、事前に相手方からの書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に漏洩してはならない。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りではない。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
4. 契約者及び当社は、秘密情報について、利用契約の目的の範囲のみ使用し、利用契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要となる場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
5. 契約者及び当社は、秘密情報を利用契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、利用契約に基づき契約者及び当社が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。また、当社は、第18条に基づく再委託先に対して利用契約に基づき当社が負担する秘密保持義務と同等の義務を課すことで、当該再委託先に秘密情報を開示できるものとする。
6. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、第31条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

(SIS-202108)

7. 本条の規定は、利用契約の終了後も3年間有効に存続する。

第31条（個人情報）

1. 当社は、個人情報の保護に関する法律（本条において、「法」という。）に定める個人情報のうち、次の各号に定める情報（以下「個人情報」という。）を第三者に開示あるいは漏洩してはならないものとする。
 - (1) 本サービスの提供に際して契約者より取扱いを委託された個人データ（法第2条第6項に規定する個人データをいう。以下同じ。）
 - (2) 本サービスの提供のため、契約者と当社の間で個人データと同等の安全管理措置（法第20条に規定する安全管理措置をいう）を講ずることについて、利用契約その他の契約により合意した個人情報なお、契約者は、個人情報を当社に提示する際にはその旨明示するものとする。また、契約者は、契約者の有する個人情報を当社に提供する場合には、業務遂行上必要な最小限度にとどめ、個人が特定できないよう加工した上で、当社に提供するよう努めるものとする。
2. 当社は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
3. 当社は、個人情報について、利用契約の目的の範囲でのみ使用し、利用契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要となし、事前に契約者から書面による承諾を受けるものとする。
4. 当社は、第18条に基づく再委託先に対して契約者より委託を受けた個人情報の取扱いを再委託することができるものとする。この場合、当社は、自己の責任において、再委託先に対して利用契約に基づき当社が負担する義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
5. 本条の規定は、利用契約の終了後も有効に存続する。

第32条（契約上の地位等の譲渡禁止）

契約者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本規約上及び利用契約上の契約者の地位、ならびに本規約及び利用契約に基づき発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡（会社分割により承継する場合を含む）し又は担保設定することができない。

第33条（解除）

1. 契約者及び当社は、相手方に次の各号に定める事由の 하나가生じたときは、何等の催告を要せずして利用契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) その他前各号に準ずるような利用契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 契約者又は当社は、相手方が本規約及び利用契約のいずれかの条項に違反した場合において、相当期間を定めてなした催告後も、当該違反行為が解消されない場合は、利用契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 契約者又は当社は、自己に第1項各号のいずれか又は前項に該当する事由が生じたことを理由として、前各項に基づき利用契約が解除された場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとし、また、相手方に対して損害賠償請求その他名目の如何を問わず何等の請求もできないものとする。

第34条（反社会的勢力との関係を理由とする解除）

1. 契約者及び当社は、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとする。
 - (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じとする。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。
 - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得を企図し、又は相手方に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
 - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
 - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為をせず、風説を流布し、偽計を用いてまたは威力を用いて相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。
2. 契約者及び当社は、前各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
3. 契約者又は当社は、相手方が本条に違反した場合、催告その他何らの手続きなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
4. 契約者又は当社は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除の有無にかかわらず当該損害について損害賠償を請求できるものとする。

第35条（利用契約終了後の措置）

1. 契約者は、利用契約が理由の如何を問わず終了したときは、本サービスに関する情報の記録された書面（マニュアルを含む）その他の記録媒体を返還すると共に、本サービスに関して提供されたソフトウェア等を契約者の端末機器から完全に消去するものとする。
2. 当社は、利用契約が終了したときは、本サービス用設備に登録されているデータ等はすべて当社の責任において削除するものとする。

第36条（通知の方法）

(SIS-202108)

本規約及び利用契約ならびにそれらに付随して締結される覚書、諸規程等に基づき、本サービスに関して当社が契約者に対して行う通知は、別途明示された場合を除き、利用申込書に記載された連絡担当者（第5条に基づき連絡担当者又は連絡先が変更された場合は、当該変更後の宛先）に対し、次のいずれかの方法により行われるものとする。

- (1) 電子メール（送信した時点で通知したとみなす）
- (2) 当社ウェブサイト（公開した時点で通知したとみなす）
- (3) F A X ・ 電話

第37条（損害賠償）

契約者及び当社は、本規約若しくは利用契約に故意又は過失により違反し、これによって相手方に損害を生じさせた場合には、相手方に対し、損害賠償責任を負担する。但し、本規約に別途定めのある場合は、この限りではない。

第38条（当社の損害賠償責任の制限）

1. 当社が、契約者に対し、本規約及び利用契約に起因又は関連して負担すべき損害賠償責任の範囲は、契約責任（債務不履行責任その他一切の責任を含む）、不当利得責任、不法行為責任を含め、その請求原因を問わず、当社の責に帰すべき事由により、又は当社が本規約若しくは利用契約に違反したことにより、直接かつ通常の結果として契約者が現実に被った損害に限られ、逸失利益を含まないものとする。
2. 前項の損害賠償の額は、損害発生の原因となった本サービスにかかわる月額利用料金の1ヶ月分を上限とする。
3. 契約者は、損害の発生原因が生じた日から1年以内に前項の損害賠償の請求を行わなければ、その請求権を行使することはできないものとする。

第39条（当社の免責事項）

1. 当社は、以下の各号の場合には、契約者に対し一切の義務及び責任を負担せず、また以下の各号に定める事由に起因又は関連して契約者に生じた損害については、契約責任（債務不履行責任その他一切の責任を含む）、不当利得責任、不法行為責任を含め、その請求原因を問わず、賠償責任を負担しない。
 - (1) 契約者が本規約若しくは利用契約の条項のいずれか1つにでも違反した場合。
 - (2) 契約者の管理すべきハードウェア（端末機器及び回線接続環境を含む。以下、本条において同じ）又はソフトウェアに、故障・不具合・不通・不良・不作動等が存する場合。
 - (3) 契約者の管理すべきハードウェア又はソフトウェアと本サービスとの相性の悪さ、互換性の欠如・不足、データ形式の相違等に起因又は関連して、契約者の管理すべきハードウェア若しくはソフトウェア又は本サービスに、故障・不具合・不通・不良・不作動等が発生した場合。
 - (4) 当社が別途契約者に対して開示又は説明した本サービスの免責事項、制限事項、注意事項等に該当する事由又は禁止事項等に違反する事由の存在する場合。
 - (5) 契約者が第三者の知的財産権その他の権利を侵害した場合。
 - (6) 前各号の他（前各号の場合は契約者の責めに帰すべき事由が存しない場合を含む）、契約者の責めに帰すべき事由が存する場合。
 - (7) 第一種電気通信事業者又はインターネット接続プロバイダの通信回線の不通・不良等、電力会社による電力の供給停止・不安定等、社会基盤（インフラ）の不良・不具合、契約者と当社の契約するインターネット接続プロバイダとの間の通信回線の不通・不良等の存する場合。
 - (8) 第三者の不法行為又は債務不履行が存する場合。（当社の再委託先を除く）
 - (9) 地震、台風、豪雨、落雷、洪水、竜巻その他一切の天災地変の存する場合。
 - (10) 戦争、内乱、クーデター、テロリズムの存する場合又はコンピュータウイルスによる場合（当社が当時の技術水準において当該コンピュータウイルスを排除することが容易であった場合を除く）。
 - (11) 第7号乃至第10号の他、当社の責めによらない事由が存する場合。
2. 前項により当社が契約者に対して免責される場合において、当社が免責される原因と同一の原因によって、当社が第三者に対し損害賠償請求権その他の権利を取得するときは、当社は契約者に対し、当社が免責された範囲内で、当該第三者から賠償を受けた金額を限度としてその損害を補償する。

第40条（準拠法）

本規約及び本サービスの利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

第41条（合意管轄）

本規約及び利用契約に関する一切の紛争（調停を含む）については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第42条（協議等）

1. 本規約に定めなき事項、又は、本規約の解釈に疑義を生じた事項については、契約者と当社は、誠意をもって協議し解決する。
2. 本規約のいずれかの条項が無効、違法又は法的強制力がないとされたときは、無効、違法又は法的強制力がないとされた当該規定は法律要件に合致させるために必要な限度に限り削除され制限されるものとし、本規約の他の条項の有効性、強制力には何らの影響を与えないものとする。

第9章 お試し利用

第43条（お試し利用サービス）

1. 当社は、本サービスを利用するに先立ち、お試し利用を希望する者に対して、本サービスを無償にて1ヶ月間利用させることができる。
2. 前項の無償利用サービス（以下「お試し利用サービス」という。）の利用契約は、お試し利用サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対して承諾の意思を発したときに成立するものとする。なお、本サービスの

(SIS-202108)

利用申込者が申込を行った時点で、当社は、お試し利用サービスの利用申込者が本規約、オンデマンドファイルバンク基本仕様書（お試し利用）、オンデマンドファイルバンク-利用要件表、及び当社の「個人情報保護の取扱いについて」

(<https://www.sakura-is.co.jp/corporate/privacy/>) の内容を承諾しているものとみなす。

3. お試し利用サービスの利用期間は利用開始日から1ヶ月間とし、当社が特に認める場合を除き、お試し利用サービスの利用者（以下「利用者」という。）はお試しサービスの利用期間の延長を求めることができない。
4. お試し利用サービスにおいては、第8条、第12条第1号、第14条第2項、及び第19条乃至第22条を適用しない。
5. お試し利用サービスにおいては、本規約を次の各号のとおり読み替える。
 - (1) 第14条第1項第2号
業務上、技術上その他合理的な事情により、廃止日の30日前までに利用者に通知した場合
 - (2) 第35条第2項
当社は、お試し利用サービスの利用契約が終了したときは、本サービス用設備に登録されているデータ等はすべて当社の責任において削除するものとする。
6. 第38条第1項にかかわらず、当社の故意又は重大な過失により利用者に損害が生じた場合に限り、当社は利用者に対して損害賠償責任を負担する。なお、当該損害賠償の額は、本サービスを有償利用した場合の月額利用料金の1ヶ月分を上限とする。
7. 前5項に定める事項を除き、お試し利用サービスには本サービスに関する規定を準用する。

付則

本利用規約は、2018年3月1日より適用する。

2021年8月31日 改定